

平成30年9月5日

各位

十六リース 株式会社

リース会社として全国初の「認定経営革新等支援機関」に！ ～リースを通じた地元中小企業支援の取り組み～

十六リース株式会社（代表取締役 内田篤）は、平成30年8月31日付で、リース会社としては全国で初めて「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

弊社では、平成29年10月2日付で「補助金サポート室」を立ち上げ、これまでファイナンスリースを活用した設備投資減税を中心に中小企業の皆様のサポートを行ってまいりました。こうした実績等を背景に、リース会社としては全国で初めて「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

中小企業の皆様がファイナンスリースにより設備を導入する場合、設備投資減税を受けられるケースがあります。例えば、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置（注1）、中小企業経営強化税制に基づく税額控除（注2）、あるいは、7月頃から各市町村で順次開始された生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置（注3）があります。

弊社では、中小企業の皆様がこうした特例措置や税額控除を受ける際に必要な計画書の策定等を全面的にサポートしてまいりましたが、今般の「経営革新等支援機関」の認定を機会に、今後も積極的かつ幅広く、支援を進めてまいりたいと考えております。

- ・注1・・・「工業会証明書」取得および「経営力向上計画」認定により、固定資産税が最大3年度分1/2に軽減。
- ・注2・・・「工業会証明書」取得および「経営力向上計画」認定により、取得価額×7%または取得価額×10%の税額控除。
- ・注3・・・「工業会証明書」取得および「先端設備等導入計画」認定により、固定資産税が最大3年度分ゼロに軽減。

【本件に関する問い合わせ先】

十六リース 補助金サポート室 TEL058-262-3116（担当 登林（ホリハヤシ）、加藤）

以上